

令和6年度「1 Day 合同オープンカンパニー」企画・運営業務 仕様書

1 委託業務名

令和6年度「1 Day 合同オープンカンパニー」企画・運営業務

2 委託者

佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議（事務局：佐賀県産業労働部産業人材課）

3 事業目的

佐賀県は高校卒業時に進学者の約8割、就職者の約4割が県外を選択している状況であり、若者のUJI就職の促進は県内定着と並び重要な課題である。特に、隣県である福岡県に進学し、そのまま他県で就職する者は多く、福岡県に進学した県内出身者のUJIターン就職促進にはより注力する必要がある。

また、県内の大学・短期大学・専門学校生（以下、大学生等という）について、大学生は県外出身者が多く、卒業後は約7割の学生が県外に就職しており、短期大学・専門学校生については、県内出身者が多いことから県内就職者は多いものの、毎年一定数の学生が県外就職を選択している状況である。

このような状況から、本推進会議では、県内及び福岡県内の大学生等を対象に、県内企業の素晴らしさや佐賀での暮らしの良さを知ってもらうことで、県内学生の県内就職やUJIターン就職を促進するため、学生と企業等との交流会等を開催している。

本事業では、このような就職関連イベント等で繋がった企業と学生がもう一歩先に繋がる仕掛けづくりとして、多くの学生が参加しているオープンカンパニーを開催することで、さらに佐賀で「働き」「暮らす」意識を醸成し、佐賀県での就職を促進することを目的とする。

4 事業実施の基本項目

県内学生、進学で福岡に転出した佐賀県出身者及び佐賀県での就職に興味のある方に対し、県内企業及び佐賀での暮らしの素晴らしさを伝え、佐賀県での就職を考える機会となる「1 Day 合同オープンカンパニー」を開催する。

（1）開催スケジュール、参加対象者及び参加者数

以下①～③で各1回開催すること。

なお、参加者について、本推進会議で実施する大学講義や学校での就職相談会、その他就職関連イベント等で構築された学生と企業間の繋がりをさらに深いものとするを主な目的としているため、イベントからの繋がりを意識した内容とすること。

① 8月頃（夏インターンシップ等の時期）

対象者：大学3年生、短期大学・専門学校1年生を主とし、全学年を対象

参加者数：30名程度

② 1月頃（冬インターンシップ等の時期）

対象者：大学2年生、短期大学・専門学校1年生を主とし、全学年を対象

参加者数：30名程度

※令和6年12月8日（日）にSAGAアリーナで開催する「学生と県内企業等との交流会」参加学生の

参加を促すよう工夫すること。

③ 3月頃（春インターンシップ等の時期）

対象者：大学1～2年生、短期大学・専門学校1年生を主とし、全学年を対象

参加者数：30名程度

※令和7年2月頃開催予定の「さがを深く知る大交流会 サガシル in 福岡」参加学生の参加を促すよう工夫すること。

(2) 参加企業数

各回4社以上

※①の参加企業については、他イベント等の出展の有無に限らず広く募集すること。

※②については、「学生と県内企業等との交流会」（令和6年12月8日開催）出展企業から参加企業を募集すること。当該イベントの出展企業の決定は、6月～7月上旬を想定している。

※③については、「さがを深く知る大交流会 サガシル in 福岡」（令和7年2月頃開催予定）出展企業から参加企業を募集すること。当該イベントの出展企業の決定は、9月～10月上旬を想定している。

※提示している企業数は目安であるため、事業目的を達成することができる数で自由に提案して構わないが、必ず4社以上で提案すること。

(3) 開催場所

①及び③：福岡市内を想定。福岡県内の大学生等が参加しやすい場所を提案すること。

②：佐賀市内を想定。佐賀県内の大学生が参加しやすい場所を提案すること。

5 委託業務の内容

次に掲げる企画・運営・広報等一切の業務を行うこととし、「3 事業目的」の達成に向けた、具体的な提案を盛り込むこと。

(1) 「1 Day 合同オープンカンパニー」の企画提案・実施

以下の内容をもとに、対象者が県内企業の素晴らしさや佐賀での暮らしの良さを感じることができる「1 Day 合同オープンカンパニー」を企画提案し、実施すること。提案には会場選定を含むこととし、参加者が参加しやすいよう、堅苦しくない雰囲気のある場所であることが望ましい。

なお、最終的な実施内容は委託者と協議の上決定する。

・参加企業の仕事が体験できるワークショップを構築・実施すること。ワークショップは「1 Day 合同オープンカンパニー」における企業の持ち時間の半分以上を占めるものとし、単なる企業説明にならないよう、体験を主とした構成とすること。

・参加企業が自社の良さや特長を伝えられる内容とする。

・実施方法及び会場レイアウトは特に制限しないため、以下の例を参考に、自由に提案すること。

(例1) 1ターン45分×4回、1ターンの3～4社（参加者は参加ブースを自身で選択）

(例2) 1ターン60分×3回、1ターンの1社（参加者は全ターン参加、参加企業全て回る）

※必ずしもターン制である必要はないため、他に事業目的を達成する上で適当と考えられる方法があれば提案

すること。

- ・参加学生が希望する企業やその仕事について深く知ることができる機会となることはもちろん、知らなかった企業や想定していなかった業種・職種を知ることができるような工夫を施し、学生と企業の「偶然の出会い」を促進すること。
- ・佐賀の暮らしの良さを伝える場を設置すること。方法はスペースの設置等に限らず、ワークショップ内に佐賀の暮らしの良さを感じることができるような要素を組み込む形式でも構わない。
- ・イベント名についても提案すること。イベント名の設定にあたって、「オープンカンパニー」という文言の利用は必須ではないため、学生等の参加ハードルを下げるような名称があれば自由に提案すること。
- ・大学講義や学校での就職相談会、その他就職関連イベント等（「学生と県内企業等との交流会」、「さがを深く知る大交流会 サガシル in 福岡」）との繋がりを持ったイベントとなるよう、運営にあたっては委託者と十分に協議しながら実施すること。
- ・なお、本イベントは、他イベント等と繋がりを持たせる形で実施するものではあるが、参加者を他イベント参加者に限定するものではないため、他イベント等に参加していない学生等も参加できるよう、個別のイベントとしても成立するよう企画すること。

（２）参加企業へのサポート・フォロー

- ・実施当日に向けた連絡調整や、出展企業等からの問合せ対応の一切を実施すること。
- ・イベント当日に向けて、事前に各社のインターンシップの現状に関するヒアリング及び課題抽出を行った上で、イベント当日の実施内容、時間配分、実施方法等について個別アドバイスを行うこと。
- ・全参加企業に向けて、当日の進め方及びイベント後に採用プロセスにつながるような惹きつけ方のスキルに係るセミナー等を行うこと。

（３）参加企業に向けた出展マニュアルの作成

イベントが円滑に執り行われるよう、出展のために必要となる出展企業の各種準備や、開催時の留意事項等をまとめた出展企業マニュアルを、委託者と協議の上作成し、実施日の1か月前までに作成するとともに、出展企業に配布すること。

なお、出展マニュアルは、E-mail 等で確実に配布すること。

（４）出展企業及び参加学生の募集・受付・調整・連絡等

ア 出展企業及び参加学生を募集し、受付を行うこと。募集の際の条件は以下のとおりとし、募集・受付・調整・連絡に係る一切の業務を行うこと。

【企業】

- ・①：佐賀県内に事業所がある企業を対象に、広く募集すること。
- ・②：令和6年12月8日（日）に実施予定の「学生と県内企業等との交流会」に出展する企業に対し、募集を行う。
- ・③：令和7年2月に実施予定のサガシル in 福岡に出展する企業に対し、募集を行う。

【学生】

- ・①：福岡県内の大学3年生、短期大学・専門学校2年生を主とした全学年を対象とする。

県が実施する大学講義・就職説明会等に参加した学生を中心に、福岡県内の大学生等から広く参

加を募ること。

- ・②：佐賀県内の大学1～2年生、短期大学・専門学校1年生を主とした全学年を対象とする。

令和6年12月8日（日）に開催予定の「学生と県内企業等との交流会」参加学生を中心に、佐賀県内の大学等から広く参加を募ること。

※「学生と県内企業等との交流会」に参加した者だけを参加可能とするのではなく、対象となる学生に対し、広く周知・参加募集を行うこと。

- ・③：福岡県内の大学1～2年生、短期大学・専門学校1年生を主とし、全学年を対象

令和7年2月頃開催予定の「さがを深く知る大交流会 サガシル in 福岡」参加学生を中心に、福岡県内の大学等から広く参加を募ること。

※「さがを深く知る大交流会 サガシル in 福岡」に参加した者だけを参加可能とするのではなく、対象となる学生に対し、広く周知・参加募集を行うこと。

イ 出展企業は委託者と協議の上決定すること。

ウ 企業募集を行う際は、チラシを作成すること。（A4サイズ・データのみ）

（5）学生向け特設ホームページの作成

ア 参加学生の募集にあたり、当該イベントの概要、出展企業を掲載でき、参加者が申込を行うことができる特設ホームページ（以下、ホームページという）を作成すること。

作成にあたっては、ホームページの構成、デザイン等について県と協議の上決定し、委託契約締結後、可能な限り早く開設するよう努めること。

なお、本ホームページはあくまで情報掲載・申込受付のためのページであり、必要最低限の機能を備えた簡易的なものを想定している。

イ ホームページはスマートフォン対応可能とし、画面の大きさに応じてサイト表示を適切に切り替えるレスポンシブ対応とすること。

（6）その他イベント実施に関すること

・運営スタッフ等の手配、当日受付、関係各所との連絡調整、進行管理、実施運営における関係機関への申請等開催に係る一切の業務を行うこと。

・運営マニュアル、進行シナリオ等の作成を行うこと。

・会場に必要な看板、案内板、会場装飾等を設置すること。会場内の配置については、委託者と協議の上決定すること。

（6）広報の実施

対象者の参加促進に結びつく手段や内容、効果等を考慮し、複数の手段を検討し、企画・実施すること。以下の内容を参考に自由に提案すること。

・WEBサイト（佐賀県が運営する「さがジョブナビ」を含む複数サイト）、SNS等、ターゲット層にリーチする媒体への広告や記事を掲載すること。

・対象者に訴求する広報手段を講じること。また、参加意欲を醸成できるような内容で実施すること。

・委託者が実施する他就職関連イベントでも広報を行うこと（内容は委託者と協議の上決定する）。

(7) アンケートの実施（効果測定）

参加者及び出展企業に対し、アンケートを実施する。アンケートの内容に関しては委託者と協議し決定する。
アンケート結果を集計・分析ののち、データを委託者へ納品する（提出期限は、令和7年3月28日（金）までとする）。

(8) その他

当日のイベントの様子を撮影後、データを USB 等にて委託者へ納品する。（提出期限は、令和7年3月28日（金）までとする）

6 実施体制及び要員の確保

本業務遂行に十分な実施体制を敷くこと。統括責任者を1名配置し、適宜打ち合わせ、進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図ること。打合せを行った場合は、受託者がその都度議事録を作成し、提出すること。

なお、複数の法人でグループを構成して参加する場合は、代表団体を選出し、上記統括責任者は、代表団体の者とする。

7 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月28日（金）まで

8 報告書の作成

本業務委託によって制作された以下のものについては、成果物として委託者へ提出すること。（提出期限は、令和7年3月28日（金）までとする）

- ・業務委託実績報告書（参加者数・企業別訪問者数・参加者・出展企業向けのアンケート等を集計したものを含む）
- ・本業務において作成した資料（広報媒体のデータ、開催関連資料、参加者データ等）
- ・その他委託者と受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

9 その他

- ・本事業に関する事務は、受託者が行うこと。
- ・労働関係法令を含む各種法令等を遵守すること。
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」に基づく「佐賀県職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に規定された合理的配慮を誠実に行うこととし、その合理的配慮を怠ることによって、障害者の権利利益を侵害してはならないこと。
- ・本委託業務を実施するに当たり、第三者（委託者及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は著作権処理等を行うこと。
- ・受託者が本委託業務において制作したデータ、デザイン、写真、イラスト及び文章等一切の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、委託者と協議するものとする。
- ・受託者は、委託者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- ・受託者の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、委託者より請求があったときは速やかに委

託者の請求に従い、当該侵害者に対し、著作権人格権を行使するものとする。

- 本委託業務の一部を再委託するときは、あらかじめ委託者に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得るものとする。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこととする。
- 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。
- 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、委託者と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、委託者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- 仕様書について疑義が生じた場合については、委託者と受注者が協議して定めるものとする。
- 委託者との協議により、委託契約締結後、実施内容について変更を協議することがある。